

「高齢社会対策大綱」を読む 7

平成24年9月7日 野田内閣閣議決定

第3 推進体制等 32

- 1 推進体制 32
- 2 推進に当たっての留意事項 32
- 3 大綱の見直し 32

(別表) 高齢社会対策大綱数値目標 34

.....

堀内正範 朝日新聞社社友 高連協オピニオン会員 web「月刊丈風」編集人

平成23(2011)年10月から野田内閣のもとで10年ぶりの改定作業にはいつていた「高齢社会対策大綱」(以下「大綱」)が仕上がって、平成24(2012)年9月7日の「高齢社会対策会議」に報告され、閣議決定されました。

○高齢社会対策会議(2011・10・14)と有識者会議のようす [大綱見直し](#)

○ニュース(2012・9・07) [ニュース0907](#)

「大綱」は史上初・国際的に先行する「日本高齢社会」をどうつくるかの中・長期的指針となるものであり、高齢者が安心して暮らすことができる将来の姿を示すものですから、3000万人の高齢者(65歳以上)すべてに広く待たれていていいはずのものなのです。残念ながら広く知られたとはいえません。

前半の「目的及び基本的考え方」で、有識者が検討した「報告書(*下注)」の趣意や他の意見(高連協の「提言」など)を取り込んで、後半の「分野別の基本的施策」では前回平成13(2001)年の「大綱」の手直しと新たな取り組みが示されています。

今回は何よりも「人生65年時代」の「支えられる高齢者」から「人生90年時代」の「支える側の高齢者」への高齢者意識の変革と「社会参加」による仕組みの変換を、多方面にわたって指摘し要請していることが画期的なところ。処々に有識者と内閣官僚の側の推敲の跡と構想力をみることができます。同じ時期に、この高齢社会対策の「大綱」の見直しに関心を示さず、ありうべき「長寿社会」構想を論じることもなく、財源となる「消費税増税」論議にのみ終始していた国会議員(政治の側)がいかに周回遅れであるかが際立つばかりです。

高齢社会担当大臣が9人目であったこと、担当大臣としての職務に認識がなかったことから、その一端がうかがえます。 ○高齢社会担当大臣って誰? [担当大臣a](#)

9月7日の「高齢社会対策会議」のあと閣議決定される直前に、対策会議の長である野田総理は記者の前で資料原稿を読み上げました。その中で「高齢者が地域社会で元気に活躍し、長年培ってきた知識や技能を次の世代に伝え、尊敬を得ていただく。加えて、高齢者の経済力をわが国のマーケットに積極的に取り込んでいく。こうした好循環を生み出すことが、日本経済を再生させる重要な鍵」と述べて、元気な高齢者の登場と活動

に期待するとともに、消費による経済の面からの貢献に触れていました。

しかし残念なことには、先人である高齢者自身の暮らしの場や人生についての関心はうかがえませんでした。

注：「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会報告書～尊厳ある自立と支え合いを目指して～」(高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会 清家篤座長平成24年3月)

内容は内閣府のホームページで公開されています。

.....

大綱本文は黒字。意見を添えた部分を赤字で示しています。文中各所に意見青字を添えています。ページは「大綱」のもの。

[以下 分載第6回 につづいて]

高 齢 社 会 対 策 大 綱

平成24年9月7日 閣議決定

第1 目的及び基本的考え方	1	分載1	大綱を読む1
第2 分野別の基本的施策	6		
1 就業・年金等分野に係る基本的施策	6	分載2	高齢社会対策大綱を読む2
2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策	13	分載3	高齢社会対策大綱を読む3
3 社会参加・学習等分野に係る基本的施策	18	分載4	
4 生活環境等分野に係る基本的施策	22	分載5	
5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策	27	分載6	
第3 推進体制等	32	分載7 (今号)	
1 推進体制	32		
2 推進に当たっての留意事項	32		
3 大綱の見直し	32		
(別表) 高齢社会対策大綱数値目標	34		

分載7

p 32

第3 推進体制等

1 推進体制

高齢社会対策を総合的に推進するため、高齢社会対策会議において、本大綱のフォローアップ、国会への年次報告の案の作成等重要事項の審議等を行うものとする。

2 推進に当たっての留意事項

高齢社会対策の推進に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 内閣府、厚生労働省その他の地方公共団体を含む関係行政機関の間に緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図ること。
- (2) 本大綱を実効性のあるものとするため、各分野において「数値目標」を示し、施策の着実な推進を図るとともに、政策評価、情報公開等の推進により、効率的かつ国民に信頼される施策を推進すること。
- (3) 「数値目標」とは、それぞれの重点分野において掲げる具体的施策を総合的に実施することにより、政府全体で達成を目指す水準であり、数値目標に係る項目に直接取り組む機関・団体等が、地方公共団体や民間団体等、政府以外の場合には、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けること。
- (4) 高齢化の状況及び高齢社会対策に係る情報の収集・分析を行うとともに、これらの情報を国民に提供するために必要な体制の整備を図ること。
- (5) 高齢社会対策の推進について広く国民の意見の反映に努めるとともに、国民の理解と協力を得るため、効果的な広報、啓発及び教育を実施すること。

3 大綱の見直し

本大綱については、政府の高齢社会対策の中長期的な指針としての性格にか

p 33

んがみ、経済社会情勢の変化等を踏まえて**おおむね5年を目途に必要なと認めるときに、見直し**を行うものとする。

.....意見

「団塊の世代」の700万人が高齢者の仲間入りして、社会の変化が想定される時期でもあり、10年後の成果を長期的に想定しつつ、中期の「5年を目途」に見直しとしたこと。5年という継続性として目配りがきく時間幅で次の機会が配慮されていることに納得がえられると思います。1996年に閣議決定され、2001年に見直しがされたあと、2006年には内部的に検討がなされており、今回2011年に検討にはいつて2012年の改訂という経緯は理解できるのですが、いまや政府部内にとどまる対策ではなく、高齢者の参画を要請する段階になりましたから、検討の内容を広く告知することが重要になってきます。そのためにも、有名無実であった「高齢社会対策担当大臣」を専任にするほどの改革が望まれるところです。

.....

以上、勝手なことをるる申し上げました。(2013・6・15 堀内)

高齢社会対策大綱数値目標

分類項目	項目	現状(直近の値) (平成23年)	(参考)中間目標 (平成27年)	数値目標 (平成32年)
1. 就業・年金等分野に係る基本的施策				
	60～64歳就業率	57.3%(※1)	60.1%*	63%*
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	9.3%(※1)	7.4%*	(10%(平成20年)から)5割減*
	年次有給休暇取得率	48.1%(平成22年)	59%*	70%*
	短時間勤務を選択できる事業所の割合	20.5%	24%	29%
	自己啓発を行っている労働者の割合(※2)			
	(正社員)	43.8%(平成22年度)	55%	70%
	(非正社員)	19.3%(平成22年度)	35%	50%
	在宅型テレワーカーの数	490万人	—	700万人(平成27年)
2. 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策(※3)				
	介護サービス利用者数	452万人(平成24年)	505万人	657万人(平成37年度)
	(1)在宅介護	320万人分(平成24年)	361万人分	463万人分(平成37年度)
	(2)居住系サービス	33万人分(平成24年)	38万人分	62万人分(平成37年度)
	(3)介護施設	98万人分(平成24年)	106万人分	133万人分(平成37年度)
	介護職員数	149万人(平成24年)	167～176万人	237～249万人(平成37年度)
	在宅医療等(1日あたり)	17万人分(平成24年)	23万人分	29万人分(平成37年度)
	訪問看護(1日あたり)	31万人分(平成24年)	37万人分	51万人分(平成37年度)

P34

(別表)

高齢社会対策大綱数値目標

分類項目	項目	現状(直近の値) (平成23年)	(参考)中間目標 (平成27年)	数値目標 (平成32年)
3. 社会参加・学習等分野に係る基本的施策				
	大学への社会人入学者数	4.6万人(推計値。一部、平成20年度)※4	6.5万人*	9万人*
	専修学校での社会人受け入れ総数	約10.8万人	13万人*	15万人*
	「新しい公共」への参加割合の拡大	26%(平成22年)	38%	約5割
4. 生活環境等分野に係る基本的施策				
	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	8.8%(※5)	—	20%(平成32年度末)
	既存住宅の流通シェア(既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する割合)			

	14%(平成20年)	—	25%(平成32年度末)
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	0.9%(平成17年)	2~4%	3~5%(平成32年度末)
一定の旅客施設のバリアフリー化率(※6)	①78%(平成22年度末)	—	約100%(平成32年度末)
	②92%(同上)	—	約100%(同上)
	③75%(同上)	—	約100%(同上)
特定道路におけるバリアフリー化率(※7)	77%(平成23年度末)	—	約100%(平成32年度末)
都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率(※8)			
	園路及び広場	47%(平成22年度末)	— 約60%(平成32年度末)
	駐車場	39%(同上)	— 約60%(同上)
	便所	32%(同上)	— 約45%(同上)
特定路外駐車場のバリアフリー化率(※9)	45%(平成22年度末)	—	約70%(平成32年度末)
不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率(※10)			
	48%(平成22年度末)	—	約60%(平成32年度末)
車両等のバリアフリー化率(※11)			
	①□50(平成22年度)	—	約70%(平成32年度末)
	②36%(同上)	—	約70%(同上)
	③3%(同上)	—	約25%(同上)
	④12,256台(同上)	—	約28,000台(同上)
	⑤18%(同上)	—	約50%(同上)
	⑥81%(同上)	—	約90%(同上)

P35

高齢社会対策大綱数値目標

分類項目	項目	現状(直近の値) (平成23年)	(参考)中間目標 (平成27年)	数値目標 (平成32年)
5. 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策				
健康関連サービス産業と雇用の創出	市場規模	13.1兆円(平成19年)	—	25兆円
	雇用	150万人(同上)	—	230万人
6. 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策				
	20~34歳の就業率	74.2%	75.4%*	77%*
	若者フリーターの数	176万人(※1)	165万人*	124万人*
	25~44歳の女性就業率	66.9%(※1)	69.8%*	73%*
	第1子出産前後の女性の継続就業率	38%(平成22年)	50%*	55%*
	ポジティブ・アクション取組企業数の割合	31.7%	—	40%超*(平成26年)
	男性の育児休業取得率	2.63%	8%*	13%*

P36

(注)

※1 岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果を使用(労働力調査(平成23年平均)による)。

※2 能力開発基本調査では、前年度(22年度)の自己啓発の実施状況について調査。

※3 本分類の項目における数値目標は、社会保障・税一体改革に基づく医療・介護サービス量等の見込み。

※4 国公立大学(短期大学除く。通信制大学含む。)の学位を取得する課程・科目等履修・履修証明プログラムにおける、社会人を対象とした入試方式による入学者(通学)、職業を持たない者を除いた学生数(通信)等を基に推計。

なお、科目等履修・履修証明プログラムについては、平成23年度についての調査を実施していないため、平成20年度の値を用いて推計。

※5 認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月から平成22年3月までの数値。

※6 1日あたりの平均的な利用客数が3,000人以上である全ての旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)のうち、①段差解消、②視覚障害者誘導用ブロックの整備、③障害者対応型便所の設置がバリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合。

※7 バリアフリー法に規定する特定道路(*)のうち、道路移動等円滑化基準を満たす道路の割合。

* 特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの。

※8 特定公園施設(バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設)である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設がバリアフリー法に基づく都市公園移動等円滑化基準に適合した都市公園の割合。

※9 特定路外駐車場(駐車用の供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場)のうち、バリアフリー法に基づく路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の割合。

※10 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物)の総ストック数のうち、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するものの割合。

※11 車両等のうち、バリアフリー化が公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合等。①：鉄軌道車両のバリアフリー化率、②：バス車両(基準の適用除外の認定を受けた車両を除く)のうち、ノンステップバスの導入率、③：適用除外認定を受けたバス車両のうち、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④：タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数、⑤：旅客船のバリアフリー化率、⑥：航空機のバリアフリー化率。

* これらの目標値は、新成長戦略において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」等としていることを前提。

止